

復興庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
対応指針（改定案）に関する意見募集について

令和 5 年 8 月 23 日
復興庁支援機構班

1. 意見募集の目的

「復興庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下「対応指針」という。）については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき主務大臣が定めることとされています。

この度、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を改正内容とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号）の令和 6 年 4 月施行に向け、令和 5 年 3 月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）に即して、対応指針の改定案を取りまとめました。つきましては、対応指針を改定する上での参考とするため、以下の要領により御意見を募集します。

2. 意見募集対象

復興庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改定案）

3. 意見募集期間

令和 5 年 8 月 24 日（木）～ 令和 5 年 9 月 22 日（金）

4. 御意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次の掲げるいずれかの方法にて提出してください。なお、お電話による受付はできませんので、御了承ください。

○電子政府の総合窓口（e-Gov）を使用する場合

パブリックコメントの該当案件ページにある意見提出フォームから提出してください。

○郵送の場合（締切日当日消印有効）

以下の宛先に送付してください。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

復興庁 支援機構班「意見募集」担当 宛

5. 注意事項

- 提出いただく御意見は、日本語に限ります。
- 御意見を提出いただく場合は、以下の事項を記載願います（様式任意）。
 - ・ 件名：「復興庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改定案）に関する意見」
 - ・ 氏名（法人の場合は、法人名及び連絡担当者名）
 - ・ 意見（理由も含め 1,000 文字以内）
 - ・ 年齢
 - ・ 所属等
- 郵送の場合、封筒表面に「復興庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改定案）に関する意見」と朱書きしてください。
- 御意見に対し、個別の回答は行いません。
- 御意見は、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- 個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用しません。
- 手話を撮影、録画し意見提出される場合には、動画を保存したDVDを上記宛先に郵送してください。DVDディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。なお、送付いただいたDVDディスクは返却できませんのであらかじめ御了承ください。